

財務諸表に対する注記(法人全体)

社会福祉法人 八実会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方針

- ・満期保有目的の債権等一償却原価法(定額法)によっている。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるも一決算日の市場価格に基づく時価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法・・・平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年3月31日以降に取得したものについては定額法。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金一職員の退職給付に備えるため、等期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

賞与引当金 一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

貸倒引当金 一個別評価をする金銭債権については、債権金額から回収見込額を控除した金額を計上している。

(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によっている。

3. 重要な会計方針の変更

器具及び備品のうち平成19年4月1日以降に取得したものについて減価償却の方法を旧定額法から定額法へ変更した。ただし、減価償却費は計上しない。

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

全常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している

(2) 民間退職共済制度

全常勤職員について、一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の実施する退職手当共済制度に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 石山保育園拠点財務諸表(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

(2) サービス区分別明細書(別紙4)

ア 本部

イ 保育サービス

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位: 円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	18,990,300	0	0	18,990,300
建物	54,667,392	8,463,048	2,958,718	60,171,722
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
合計	73,657,692	8,463,048	2,958,718	79,162,022

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金等特別積立金の取り崩し

基本金及び国庫補助金等特別積立金の取り崩しは有りません

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	18,990,300	0	18,990,300
建物(基本財産)	111,869,586	51,697,864	60,171,722
構築物	20,029,976	12,280,224	7,749,752
器具及び備品	19,319,748	14,430,633	4,889,115
合計	170,209,610	78,408,721	91,800,889

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	不能引当金の当期末	債権の当期末残高
合計	0	0	0

11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位:円)

科目	帳簿価額	時価	評価損益
合計	0	0	0

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役職の兼務等	事業上の関係				

13. 重要な偶発債務

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
- (3) その他主要な偶発債務

14. 重要な後発事象

後発事業とは当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計年度以後の社会福祉法人の財務及び活動の状況に影響を及ぼすものをいう

- (1) 火災、出火等による重大な損害の発生
- (2) 施設の開設又は閉鎖、施設の譲渡又は譲受
- (3) 重要な係争事件の発生又は解決
- (4) 重要な徴収不能額の発生

精査した結果、いずれも事象はありません

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項

- (1) 状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に
関する事項
- (2) 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理
に関する事項
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項

(4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明をもとめられている事項